

第7章 重点施策の推進と検討課題

(1) 障がいを持つ子どもや特別な配慮を必要とする子どもの特定教育・保育施設等の利用に対する支援

障がいを持つ子どもや特別な配慮を要する子どもの、認定こども園・保育所等への受け入れについて、北秋田市は従来から、もろびこども園や市の保健師、家庭児童相談員等の助言を得ながら積極的に進めてきたところですが、今後もこれを継続し、さらに、「北秋田市保育園等整備計画」に基づき「北秋田市障がい児保育補助金要綱」を整備し、当該子どもを積極的に受け入れる民間の施設が必要な人材を確保できるように、平成27年度から従来以上の支援を行います。

○障がい児保育補助金の推移（補助金の額は1人あたり月額）

年 度	平成25年度			平成26年度			平成27年度以降		
障がい等の区分と児童数および補助金の月額	中度以上	5人	29,000	中度以上	4人	50,000	重度	5人	100,000
							中度	8人	50,000
	軽度	2人	14,500	軽度	5人	25,000	軽度	17人	25,000

障がい等の区分は、学識経験者、医師ほか関係機関の職員等で構成する「北秋田市障がい児保育審査会」で判定を行います。公立の保育所についても、審査会の判定に基づき、必要な人材の確保に努めます。

また、障がいを持つ子どもや特別な配慮を要する子どもが就学することにより、施設の利用に切れ目ができないよう、今後、放課後児童クラブや児童館での受け入れ体制の確保について検討します。

これらは、「北秋田市第2次障がい者計画」等による施策と連動して推進します。

(2) ひとり親家庭の施設利用などに対する支援

母子家庭において母親が家計の主催者となる場合、保育の必要性の優先度が高いことから、祖父母との同居など個々の家庭の状況を考慮しながらも、優先的な施設利用に配慮します。

また、北秋田市では、市独自の制度として、ひとり親世帯の子どもの小学校・中学校入学時に祝金（子ども1人につき1万円）を支給していますが、子どもの進学や就職など、経済的な負担が大きくなる時期の支援の拡充についても、今後検討します。

（３）「親支援講座」などによる子育てする親の交流の場の拡充

第３章に記載した「地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）」や乳幼児健診での相談などのほかに、北秋田市では「親支援講座（ノーバディズ・パーフェクト）」を実施し、子育て中の親を支援しています。この講座は、講習会や研修会の形式ではなく、参加者同士がそれぞれの悩みを打ち明けたり、解決方法をお互いに提案するかたちで進行するものです。平成22年度に外部団体が主催し市が協力するかたちで始まり、平成25年度からは市の主催で実施しており、参加者から「気持ちが軽くなった」「知人にも勧めたい」等の声があるため、今後も継続して実施します。

また、現在建設を進めている「生涯学習交流施設」の中にも、子育て世代支援室の設置が予定されていることから、施設内の他の機能を利用しながら気軽に親同士が交流できる場となることを期待しています。

（４）休日保育・夜間保育の実施

現在、北秋田市で休日の保育を行っている施設は「北秋田市子育てサポートハウス（わんぱあく）」のみです。

ニーズ調査では、日曜・祝日の教育・保育の利用について、「ほぼ毎週利用したい」という回答が3.2%、「月に1～2回は利用したい」が21.5%という結果でした。また、放課後児童クラブの日曜・祝日の利用についても、小学校児童の16.5%が利用したいと回答しています。

再度、地区ごとの希望人数を把握し、実施場所や施設の形態などを考慮したうえで実施を検討します。

（５）児童虐待やDV等の防止と被害児童及び保護者の支援

近年、児童虐待やDV、子どもの貧困、さらには子どもの暴力などが社会的問題となっています。被害者が死亡するケースもあるほか、心的外傷を抱える人も少なくありません。児童虐待などの防止と被害者への支援は、大きな課題です。

現在、保健医療、教育、警察、人権擁護及び福祉の関係者で構成する「北秋田市要保護児童対策地域協議会」で、関係機関が連携し、児童虐待などの発生防止、早期発見・早期対応と、被害を受けた児童や保護者などに対する支援を行っていますが、これらをさらに充実させます。

また、早期発見のためには地域住民との連携も必要なため、児童虐待防止法をはじめとする関連法律や、発見時の連絡先や対応について周知を図ります。